

令和6年度 第2回太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和7年3月18日（火）14：00～15：40

場 所：太子町役場3階 第1会議室

参加者：土屋会長

伊庭副会長

松井委員

内田委員

関戸委員

羽田委員

上籾委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

田中町長

村岡副町長

事務局：政策総務部住民人権課

小角部長

小南課長

筒井課長補佐

楠本副主査

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1) 諮問

(2) 第2次太子町人権行政推進プランの取組について

(3) 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて

(4) 人権に関する住民意識調査について

(5) その他

4 閉 会

1 開 会

【進行役：小南課長】

それでは皆様お揃いいただきましたので、ただいまから太子町人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本審議会の事務局を預かっております政策総務部住民人権課の小南でございます。2月より住民人権課の方に配属になりました。よろしくお願いいたします。

はじめに審議会の記録、公開用として、録音や写真撮影を行いますので、ご了承ください。それではまず配布資料について、お手元の次第の資料一覧により、ご確認をお願いいたします。

(資料確認)

続きまして、会議に入らせていただく前に委員のご異動の方がございましたので、資料8の太子町人権尊重のまちづくり審議会委員名簿によりまして、私の方から、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項第1号の町議会議員といたしまして、松井謙昌委員でございます。

【松井委員】

松井でございます。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

次に、第2号の学識経験者といたしまして、大阪芸術大学准教授の土屋尚子委員でございます。

【土屋会長】

土屋です。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

続きまして、第3号の人権、福祉、教育関係者といたしまして、人権擁護委員代表の内田久美子委員でございます。

【内田委員】

内田でございます。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

太子町人権協会代表の関戸充代委員でございます。

【関戸委員】

はい。関戸充代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小南課長】

民生委員児童委員協議会代表の羽田妙子委員でございます。

【羽田委員】

はい。羽田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小南課長】

保護司及び更生保護女性会代表の伊庭純夫委員でございます。

【伊庭副会長】

伊庭です。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

教育委員会代表の上籾久美子委員でございます。

【上籾委員】

はい。上籾です。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

元中学校教諭の松本貴美子委員でございます。

【松本委員】

松本です。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

一般財団法人大阪府人権協会の宮前綾子委員でございます。

【宮前委員】

宮前でございます。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

NPO法人サニーサイドスタンダードの谷口由佳子委員でございます。

【谷口委員】

谷口でございます。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

次に本日は諮問がありますので、理事者に来ていただいております。田中町長でございます。

【田中町長】

こんにちは。町長の田中でございます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

この後諮問をさせていただきますが、令和7年度は第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直す時期となっております。皆様方の貴重なご意見を伺いながら作成していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【小南課長】

10月1日に副町長に就任されました村岡副町長でございます。

【村岡副町長】

はい。村岡です。皆様今日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。政策総務部長の小角でございます。

【小角部長】

小角です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小南課長】

住民人権課課長補佐の筒井でございます。

【筒井課長補佐】

筒井です。よろしくお願いいたします。

【小南課長】

同じく副主査の楠本でございます。

【楠本副主査】

楠本と申します。よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

【小南課長】

改めまして司会をさせていただきます住民人権課の小南でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、開会にあたり、土屋会長、ご挨拶をお願いいたします。

【土屋会長】

では、さきほどご紹介に預かりました、会長を務めさせていただきます土屋です。本日は皆様お集まりいただきありがとうございます。

人権をめぐる社会状況は日に、刻々と変化しております。それにどのように対応していくか、ということで、ともすれば、大きい、いろいろな動きに流されそうになるんですけども、ぜひ、この場で皆様と身近な人権に関するいろいろな話題を意見交換しながら考えていくことができればと思っております。とりわけ今回は推進プランの方の改定ということも控えております。ぜひ、皆様の貴重なご意見いただければと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

【小南課長】

どうもありがとうございました。

次に、本日は全員がご出席いただいておりますので、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第6条第2項により、この会議は成立いたしております。

それでは議事に入ります。本日の議事は、お手元の次第のとおりとさせていただきます。

会議時間といたしましては、午後3時30分終了をめぐとしておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それではこれからの議事進行は土屋会長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議事

【土屋会長】

はい。それでは、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。
まず、議事の1番目、諮問について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

第2次人権行政基本方針及び推進プランの見直しの時期が参りましたので、これから本格的にご審議いただきたいと思います。つきましては本日、町長から諮問書をお渡しさせていただきます。それでは田中町長よりお願いいたします。

【田中町長】

それでは諮問させていただきます。

太子町人権尊重のまちづくり審議会会長、土屋尚子様、太子町長田中祐二。

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について、諮問。

本町では、令和3年に策定しました第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランに基づき、子どもの人権をはじめとする様々な人権課題へ取り組んできましたが、人権行政推進プランが令和7年度をもって終了するとともに、現在の社会情勢及び住民の意識に対応するため、内容を見直す必要があります。

つきましては、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第2条の規定により、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ただいま、田中町長から諮問がありました。それでは田中町長、村岡副町長はここで退席させていただきます。

【田中町長】

はい、よろしくお願いいたします。

【村岡副町長】

よろしくお願い致します。

【土屋会長】

では、引き続き議事の2番目、第2次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明をお願いします。

第2次太子町人権行政推進プランの取組について

・事務局より説明

【土屋会長】

はい。では、ただいま、第2次太子町人権行政推進プランの取組について事務局より説明がありました。何か、ご質問ご意見がございましたら、ご発言の方よろしく願います。

【羽田委員】

13番の分です、資料1のですね、子どもの人権ってありますけども、この中で子育て支援課というのがメインになってやられていると思うんですけど、いきいき健康課とか教育委員会とか載ってますね。

その中で、ちょっと民生の方でも力を入れてまして、老人の方ももちろんなんですけど、子どもに関しては、力を入れてるんですけど。

できれば民生委員、委員会の方も、お手伝いっていいのかな、フォローしてますよっていうところを、入れていただけたらありがたいんですけども。

その中で、またメンバーで違うこともやっておりますので、はい。関連はすごくあると思うんです。すみません。よろしく願います。

【土屋会長】

事務局の方でご検討いただけるということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【羽田委員】

願います。

【土屋会長】

他何か。

【宮前委員】

それに関連してご質問よろしいでしょうか。この13番のところの今のご発言に関連して教えていただきたいんですが。

ここは相談体制の充実のところですよ。民生委員さんの方でも、当然いろんなご相談をお受けになっているかと思うんですがそういったところの町との連携ってのはどのような形で。

【羽田委員】

今現在は相談という形でしたら、社協さんと一緒になってやってるんですね。月2回交代ごうたいで1時間半ですかね、させていただいています。

【宮前委員】

じゃあ社協さんの方でそれを集約、何か相談があったらとか町の各課と連携が必要だったら。

【羽田委員】

もちろんそうです。町の方に連絡が来る場合もありますし、町の方、職員さんと、それから社協のメンバーの方と民生の担当の者と、2名ずつですね。月2回ずつさせてもらってます。

【羽田委員】

すいませんもう1つなんですけど、3番のところなんですけどね、新しく町立幼稚園の方に人権の方が行かれて、ちょっと写真も載ってましたよね。

【内田委員】

人権教室。

【羽田委員】

そうですね。

【内田委員】

あれは小学校。

【羽田委員】

小学校ですね、幼稚園の場合ってのはどういうことをされてたのかなと。

【内田委員】

保護者、希望者応募された方ですね、に対して、それはどうやって集めたかって言いますと、幼稚園のイベントと合同ということで、そういうふうにした方が参加者が多いであろうということで、幼稚園のイベントがある日に行ったんです。

で、その集まった保護者に対して虐待のDVDを見ていただきました。

後、子どものですね、自分の子育てを振り返っていただくためのアンケートを実施しました。そういう内容と後、子どもの人権についてのお話ですね。

後、イベントとして、人権擁護委員でシャボン玉でみんなで遊びましょうという時間もとりました。

【事務局】

ちょっと補足させていただきます。

人権啓発するにあたって講演会の場合でしたら広く浅くってなって高齢者の方がほとんどになってしまう。

ちょうど幼稚園から話がありまして、子ども部会の方と協議して、その中で一番啓発しにくかった年齢層、小さいお子さんの保護者世帯のところに確実にターゲットを絞って啓発できる、っていう条件がそろったなど。いうところで30人から40人ぐらいでしたかね。

その時に研修時間が30分ぐらいあったんですけども、確実に啓発できたっていうのが、今回は資料2にも書いてますように、その時にアンケートをしたんですけどもアンケートの答え結果も非常に好意的な結果というか、子どもに対する接し方や関わり方など、子どもの人権について見直す・再認識する機会となったと、代表してこういう書き方をしてるんですけども、すごい皆さんが、気づいてもらって、書いていただいたという非常に効果があった研修会だったと思います。

【土屋会長】

ありがとうございます。他なにかございませんでしょうか。

【宮前委員】

質問でもよろしいでしょうか。

【土屋会長】

はい。

【宮前委員】

2つ質問をさせていただきます。

1つは資料1の、これまでの取り組みの問題点とか課題の部分ですね、その列のところ为空欄になっているところがいくつかあるのですが、これは中間報告ということですので最終的には次の審議会に空欄のところも埋まって出てくるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

こちらの項目につきましては、今現段階の見込みであるところで、またですね次の予定で6月になるんですけどもまた実績報告はさせていただく予定としております。

ただ一方で回答の内容としましては今のところすべてが埋まった状態でのお出しというのが、ございませんでして、内容としてはもう空欄で上がってきてるところが今時点としてはあると。

【宮前委員】

ところが、また埋まってやってくるっていう理解で。

【事務局】

あります。

【宮前委員】

ですよ。ある場合もあるんですね。

【事務局】

はい。

【宮前委員】

はい、わかりました。

いや、それがないと多分その現状維持っていうふうに言ってもそれがなぜ今維持なのかっていう判断がちょっと難しいなっていうのが1つです。

あともう1つが、今幼稚園の方にも直接出かけて行かれてとかかなり今回は、今年度はいろんな機関との連携が進まれたのかなというふうに伺ってて思ったんですが、例えば私どものところは府内の市町村さんからやはり研修とかのご相談とかもやってくるんです。

その中でやっぱり、多い、結構今増えているのが外国籍の方が、やはりその居住をされるっていうことが多いので、市の職員さんの研修をやりたいんだけどどうしたらいいとか、あるいは、当然その人たちは学校にも通って行ったりとか下手したら保育所、幼稚園、他にも行く場合もあって、なかなか言語とか文化の問題とかもあって意思疎通とか難しかったりするっていうことが出されたりとかも、学校現場とか保育所幼稚園の現場でもお聞きはしたりするんですが、太子町の中で、例えば、今回行かれた幼稚園の中で外国籍の親御さんというかご家庭があったのかとか、そういった外国籍の方の増加、目に見えたものはないのかもしれませんが、兆候とかそういったものがあるのでしょうか。例えば皆さんがね、お感じになられていて、地域の中で何か増えたような感じがあるよねとか、そういうのってどうなんですかね。

【松本委員】

7、8年前、小学校では結構、学年に1人2人は外国にルーツを持つ人、そのぐらいの、7、8年前の肌感覚でなんですけれども、いらっしゃったように思います。

東南アジアとか中国、東南アジア、中国ですね。1学年に1人2人、まあ磯長小学校の、えっと学童の方なんですけれどもそれぐらいいらっしゃってて、というくらいです。今現在どうなってるかちょっと私もわからないですけれども。

【宮前委員】

民生さんとか。

【羽田委員】

地域性によると、太子町のある所では、割とベトナムの方が多いということもお聞きしてますし、学校関係でしたら、例えば今、山田地域のところに娘さんは日本人なんですけれども外国人の方と結婚されて戻ってこられて、そういう中で最初はやっぱり言葉が喋れなくてっていうことですけど、でも今はやっぱり子どもってというのは、早くなるんです。

お父さんの方はアメリカの方なんですけれども、地域の土地を利用しながら農業の方されたりとか、英語を外で教えに行ったり、今日ちょっと卒業式に伺うと、カタカナの名前の子が1名、磯長小学校にいらっしゃったので、ひょっとしたらそうかなと思ったり。はい。してます。結構ぽつぽつとね、学年あいてでも、今までもいらっしゃいました。

【宮前委員】

ありがとうございます。

多分、それをご質問させていただいたのもやはりその、仕事か定住というようなフェーズでその期間に移ってこられている外国籍の方も多くいらっしゃるというふうに聞いていまして、そうすると、多分、学校の問題だけじゃなくて医療とか介護、結構家族帯同していらっしゃったりすると、介護の問題とかもやっぱり、あるんだけどやっぱり制度と言葉の問題でどうしたらいいのかわからないっていうようなところをすごく悩まれてるっていうな話をいくつかの市町村で、もちろんこの南河内でもそうなんですけど、泉州地域であるとかそもそもブロックに行ってもお聞きするので、こういったその他機関連携とか、現場に出かけていかれるっていうことが進めばきっとそういう、特に日本いわゆる日本生まれ日本育ちというか、の方でもなかなか相談をかけていくっていうことは難しいんでしょうけど、よりアウトリーチというか拾っていく、だからその啓発っていうことをいきながらとか、何かあったらこんなところがあるよっていうご紹介をしたりすることが、多分できてくると思うので、ぜひぜひ私は町外の人間なので、そういったところでお手伝いできるところはないのですが、そういったところに期待をしますっていうのと、やはりその南河内の要素を聞いていますと、いくつかの町村から外国籍の方が増えたので、というようなお話を聞くことができましたので太子町もぜひそういったところにも、お心配りというか、お気づかいをちょっといただいた方がいいのかなと思って情報提供させていただきました。はい。

【土屋会長】

お願いします。

【事務局】

委員の皆さんにとっても知っというてもらいたい情報としまして、大体太子町の人口の1%、1

万 2000 人ぐらいの 120 人ぐらいが外国籍の方でここ数年、それで推移してます。やっぱり大人の方が多んですけど、子どもも増えてきている状況です。

【土屋会長】

ありがとうございます。ほか何か。ではよろしいでしょうか。

はい。では、引き続き議事の 3 番目に移りたいと思います。

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて事務局より説明をお願いします。

第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて

・事務局より説明

【土屋会長】

ただいま、第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

では特になければ、引き続きまして、議事の 4 番目、人権に関する住民意識調査について、事務局より説明をお願いいたします。

人権に関する住民意識調査について

・事務局より説明

【土屋会長】

ただいま人権に関する住民意識調査について事務局より説明がありました。

何かご質問、ご意見がございましたら。ご発言のほうお願いいたします。

【松井委員】

さっきの 3 ページのね、問 6 のところですけど、例えば (6) の外国人の人権といった後にヘイトスピーチなんかはこう入ってるようにも思うんですけども、こういう、例えばこれを 1 つにする、(6)外国人の人権 (ヘイトスピーチを含む) とか、そういうふうな、この、ちょっと、問いかけを変更したいっていうのは、6 月の審議会で言うてくださいますとこういうことですね、例えば。

【事務局】

まず今ご指摘いただいた項目につきましてはおっしゃる通り今ですと外国人の人権の中ですね、ヘイトスピーチが含まれておるといふところではあるんですけども、前回実施がですねこちら、外国人の人権とヘイトスピーチも区別して書いておったところですね、やはり経年変化を見るという点につきましては、前回の住民意識調査実施分の項目をちょっと変えないといふところになりますので、ご指摘いただいた通りではあるんですけども、対応につきましては、この記載のままいくといふところになります。

あと住民意識調査案につきましてはまた今現在見ていただいたところでまだわからないところ出てくるかとは思いますが、原則につきましては前回実施ベースのところをいく、その新規内容、新規で追加させていただいた内容ですとかそういったところでしたらご意見をいただきまして、再度審議が必要であるならば、来年度6月予定のところを再度示させていただきます、そこでまた審議いただいて、ある意味ご了承いただくという流れになるんですけども、もしも今回のご意見いただいてそれを修正したものでいいよということであれば、今回ご意見をいただいたものを反映させていただいて、実施するといふところになります。

【松井委員】

前回のこの実施した意識調査の票と今回の調査票を作成されるにあたって、こことこちやうんやとかそういうのは、どっかで、あるいは、私らにでも、前回の調査票とかいただければ。

【事務局】

わかりました。前回の実施分、前回、実際使ったものですねそちらにつきましてはまた皆さんお渡しさせていただきます。

あと一応先ほど私が説明させていただいたところが変更点でありますのでそこ以外につきましては前回と全て同じ内容となっております。

【土屋会長】

ほかにございますでしょうか。

【上籾委員】

この調査票は、太子町にお住まいの16歳以上の住民1000人を無作為に選びと書いてあるんですが、16歳以上だけど、その年齢の上限とか何かそういったものってあるんですか。どこまでが無作為なのか本当に無作為なのかどうかってところが。

【事務局】

はい、そうですね一応、制限としましてはここに書いてありますとおり16歳以上。

基準日としましても令和7年の5月1日現在ぐらいを考えておるんですけども、特に年齢の上限とかは定めておるものではありませんでして、機械的に16歳以上の方、一応、あのリストから無作為に1000人を抽出するものになっております。

【上叡委員】

先ほど説明があったように、太子町の中には1割の外国籍の方とかいらっしゃるなら、最近ねもちろんその識字率っていうのは上がってきてると思うんですけど、年齢が、その上限がなかったら、年齢は高い方で1割程度いらっしゃる外国籍の方とかに当たる可能性もあるってことですよね。

【事務局】

そうですね。

【上叡委員】

そしたら、その当たった方が、太子町にお住まいかどうかちょっと私把握できてないんですが、例えば点字を使っていらっしゃる方とかもいらっしゃるかもしれないし、その外国籍の方に当たるなら、これが届いても返信回答ができないと思うので、その辺りの点字とか英語、先ほど、どこが多いとおっしゃったかな、どっかそのアジア圏のベトナムの対応された言語だったりとか、ふりがなもこの表紙だけがふりがなで、あとのやつは全部にふりがなつけてたら、見にくくなっちゃう方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方に対応した、この、これで対応できない方は、ちゃんと用意してますから連絡くださいみたいな、なんかそんな対応とかのご準備がされる予定ですか。

【事務局】

点字ですとか外国語とかですか。

【上叡委員】

そうですね。

本当に無作為でももちろんそこでその選んでたらそれこそ人権のね、こういう趣旨からは離れていくと思うので本当に無作為だと思うので、当たって送ったけど、それがやっぱそういう方からの声が一番必要かなと大事かなと思うので、そういう方たちにもやっぱり答えていただきたいって思うと、そういったところのご準備って大事かなと思うんですけど。その、そういったところのご準備の予定とか何かこうありますか。

【事務局】

はい。今委員におっしゃられるまで、準備してなかったんですけども、おっしゃる通りで、そ

ういった場合先に送ることはできないんですけども、何らかの、回答できないんで、回答の方法が欲しい、というようなことがあれば、それに対応するようにはしたいと考えます。

【上籙委員】

その一通目にそれも入れ込まないと、あれですもんね。

【事務局】

紙1枚入れて、これ読めない人とか、こういった回答できないという人はご連絡くださいというような形で。

【上籙委員】

それも、点字の方用、英語の方用、アジア圏の方用の。そこのその説明から必要かなと。

【事務局】

わかりました。

【土屋会長】

ほか何か。

【宮前委員】

ではそれに関連する。

今の上籙委員がおっしゃったのは私も申し上げようと思っていたところで、これをそのまま多言語であるとか、点字を用意するっていうのは最初からっていうのは難しいと思うんですけど、何かやっぱりその困ったことがあったら、こっちの方に相談していただけたらという文言をちょっと追加してくださいという、他市町村でもそういった書き方をしてらっしゃる場合もあるので、そういうふうにしていただければということが、希望が1つです。

それともう1つ、行政の書類なので仕方がないんですけど、そもそも難しいんです、書いてあることが。どうしてもその、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます、というのがふりがな、ルビを振ってあっても書いてあることが難しいので、もし、実際発送するのが先ですよね。なのでいわゆるその最近よくやさしい日本語版という、明確な定義があるわけではないんですけど、いわゆるそのもう、これは言ったら、一般バージョンっていうか、やさしい日本語版みたいな、行政の方でも文書とか作られて、もっとこんな仰々しくなくていいので、簡単な文書で、こういう町のものになるから頑張って書いてね、何かわかんないことあったらほんと気兼ねなく町の方に言ってね、みたいなぐらいの内容でいいのでそういったこの、鑑文というかそれも、それを1枚多分用意されとくだけで、ルビが振ってあるだけで多分言ってることがわかんないので。というのも、外国籍の方だけではなくて、実は言うところちょっとごめんなさい、

データの面が飛びましたけど、住民台帳っていうかその住民データを活用した調査をやったんですね。そうすると、非常に小学校とかいわゆる義務教育を修了してない、だから、いわゆる日本人で、日本人でも、10代の方でも読み書きが不自由な方がすごく多いという結果が出ていて、大阪は、他の都道府県に比べて突出して多いんです。

やっぱりそれは、ひきこもりとかいじめとかで不登校で学校になかなか行けてなくて卒業はしてるけど、あるいはなかなか行けてなくて実際には読み書きがもちろんひらがなとかは読めるかもしれないけど難しい漢字であったりとか言い回しはやっぱり、理解できない人が多いというような結果が、やっぱり識字日本語の関係のところによく出てきてるんですね。

なので外国人の方だけではなくって日本人の方でもそういったいろんな、困難な状況の中で学校に行けなくて、読み書きが不自由な人もある一定程度特に大阪が多いというようなデータが出ていますので、ぜひそういったそのやさしい日本語版でのご案内をいただけると。というのもできるだけ先ほどあったみたいに、そういう困難な人から意見を聞きたいっていうのと、こういう調査って大体高齢者が多いんですね。

当然、どこの分でも、若い人はなかなかこれを書いてポストにまで入れるっていう作業ってなかなかしないので、なんで今回QRをつけていただくコードつけていただくっていうのでいいんですけど。

できるだけ若い方のご意見を伺いたいということであれば、そういったちょっと工夫をしていただけるといいかなと思いましたのでご意見言わせていただきました。

【土屋会長】

ありがとうございます。ほかには。

【伊庭副会長】

無作為に抽出するという話ですけども、抽出する原本は、どんなもんなん。

住民台帳とかそんなんですか。

それは、新規に転出転入とかあった場合、どのくらいのスパンでそこへ取り入れられるのかどうか。そうすると出ていった人を選んでしまう場合もあるし、入ってきて間なしの人を選びたいんやけども選ばれへんっていう場合も出てくると思うんですけども。

その辺はどうなんですか。

【事務局】

最終ですね、今実施予定としましては6月ごろに送付予定というところにしておるんですけども、こちらにつきまして業者さんの方を決めまして、そちらに委託という形で考えておまして、やはりその発送準備に時間がかかりますのでどうしても、この6月、若干前の時点、での住民基本台帳がベースになってくるかと思います。

今現時点でおおよそなんですけどもおそらく5月1日現在ぐらいのものを想定しております

して、5月1日現在の住民基本台帳の中で、16歳以上の方が全員対象者、まず抽出対象予定者に入ってきました、そこから1000人を抜き出すという形になりますので、当然その5月1日、抽出後にですね、異動があった方に対しては対応できなくなってしまいますので、例えば転出された方とかでしたら届かないという可能性は出てこようかと思えます。

【伊庭副会長】

ということは、基本台帳に載っていない人は対象外ということで。

【事務局】

載っていない方は対象外になります。

【事務局】

できるだけ発送の直前で吸い上げはしたいかなと思います。宛名シールは業者が作らないでうちが作って、業者に渡して、それで発送してもらおうと思います。

【土屋会長】

ほかは何か。よろしいでしょうか。

それでは次の議事に移らせていただきたいと思えます。

議事の5番目、その他ということになっていますが、事務局から何か、ありますでしょうか。

【事務局】

事務局として案件は特に用意いたしておりません。何かご意見、ご発言等あればいただければと考えております。

4 閉会

【土屋会長】

ありがとうございます。

ではせっかくの機会ですので、何かご意見などがありましたら、よろしく願いいたします。もしよろしければ、議事の123で進めさせていただきましたけどもう一度そこに戻ってのご意見、ご質問でも全然構わないので、何かお気づきで言いたかったけど、言えなかったなどあれば、この場で発表いただければと思えます。

特にないようでしたら本日の審議会はこれで終了したいと思います。

ご協力のほどありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。

次回の審議会は6月ごろを予定しておりますので、よろしくお願いたします。